

令和2年度の公共事業の執行について

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が続く状況を踏まえて～

令和2年5月14日

新型コロナウイルス

感染症対策本部

建設交通部

農林水産部

府民環境部

TEL:075-414-5176

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、継続が求められる事業に位置付けられています。

京都府の令和2年度の公共事業については、かつてない厳しい事業執行環境の中ではありますが、災害復旧や防災のための工事をはじめとして一つひとつの事業は府民生活にとって重要なものであり、早期の完成が求められています。

一方で、感染拡大防止の観点から用地交渉や地元等関係者への説明等が実施できない状況にあるなど、当面、スローダウンせざるを得ない事業もあります。

こうした状況ではありますが、今年度の公共事業の執行に当たっては、必要な措置及び柔軟な対策を講じながら、その執行に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1 京都府内の建設業関係への影響等の把握

- ◇ 関係業界団体や府発注の工事又は業務の受注者等に対して、次の状況について継続的に聞き取りを実施しており、必要に応じて対策を講じる。
 - ・ 自社又は協力会社の資金繰り等経営への影響
 - ・ 自社又は協力会社の従業員（技術者、技能労働者、事務員等）の勤務体制確保への影響
 - ・ 下請けの確保、資機材の調達等への影響
 - ・ 府発注及び府以外の公共・民間工事における影響

2 既契約（施工中）の府発注工事及び業務への対応（国に準じた対応）

- ◇ 既契約工事等については、一律に中止措置を講ずることはしない。
- ◇ 受注者と協議し、受注者の意向に応じて一時中止や設計図書等の変更を行う。
一時中止等を行った場合、必要に応じて請負代金額等の変更や履行期間延長を行う。
- ◇ なお、通年維持工事や災害復旧工事、中止すれば府民生活への影響が大きい工事等の緊急かつ必要な工事については、極力継続する前提で協議を行う。
- ◇ 感染拡大防止については、受発注者双方において、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐなど防止対策が適切に実施されるよう取り組む。

3 今後の工事及び業務の発注等

- ◇ 府内外の建設企業の営業継続状況や建設資機材の確保状況等の把握に努めるとともに、通年維持工事や災害復旧工事、府民生活に影響が大きい工事等を優先しつつ、入札手続における工夫や柔軟な工期設定など、必要な措置及び柔軟な対応を講じながら、工事等の発注を行っていく。

4 その他

- ◇ 事業執行に当たっては、公共事業発注者（国や府内市町村等）間での情報交換・共有する。